

企業年金部会における検討課題

課題設定の視点

- 老後所得保障の柱である公的年金制度は中長期の給付水準調整を予定。また、働き方の多様化が進む中で、個々人のライフスタイルに合わせた老後の生活設計を支える仕組みが必要。
- 諸外国でも、公的年金制度の財政的課題や働き方の多様化に対応し、公的年金と私的年金とを組み合わせることで老後の所得確保を図る方向で制度改正を行う流れ。
 - ※ OECD等の統計では、一定以上の加入率がある私的年金制度はいわば公的年金に準ずる所得保障の制度として、その両者を合わせた形で制度的な保障の水準が示されている。
- 我が国の企業年金等については、こうした視点をベースに、企業年金2法成立時からの状況変化、厚生年金基金制度の見直し等を踏まえ、社会経済情勢の変化に対応すべく、全体的な見直しを行う時期。

※ 企業年金2法(確定給付企業年金法、確定拠出年金法)の成立から10年以上が経過し、当時とは社会経済情勢や企業の労使を取り巻く状況が大きく変化。

検討課題の設定について

- 企業年金部会における検討課題の設定にあたって、第4回企業年金部会(6/4)において示された検討課題のイメージを参考に、第5回部会(6/30)及び第6回部会(7/4)において以下の関係団体のヒアリングを実施。

第5回部会・・・日本経済団体連合会(経団連)、日本商工会議所(日商)、日本労働組合総連合会(連合)、企業年金連合会、企業年金連絡協議会
第6回部会・・・信託協会、全国銀行協会、日本証券業協会、生命保険協会

- 本資料における検討課題については、ヒアリングにおける意見及び部会委員からの意見等を第4回部会の項目をベースに、以下のとおり分類した上で、「ヒアリングにおける主な意見等」として整理。

I 企業年金等の普及・拡大	II ニーズの多様化への対応	III ガバナンスの確保	IV その他
①一般企業向けの取組	①柔軟で弾力的な制度設計		①現行制度の改善
②中小企業向けの取組	②ライフコースの多様化への対応		②公的年金制度や税制等との関係

- 「ヒアリングにおける主な意見等」から考えられる課題を項目ごとに記載。

※ 本資料においては、便宜的に企業年金連合会・企業年金連絡協議会の意見については「企業年金関係団体」、信託協会・全国銀行協会・日本証券業協会・生命保険協会の意見については「金融関係団体」と記載。

- 秋以降、個別の課題について、重要性等に応じて優先順位を付けながら順次議論。

I 企業年金等の普及・拡大

①一般企業向けの取組

【ヒアリングにおける主な意見等】

- 現行制度を前提とした小幅な改善をめざすのではなく、時代の変化に即して抜本的な検討も必要。DC(確定拠出年金制度)については、拠出限度額や中途脱退要件等の制約が強く、企業の退職給付水準に応じた多様な制度設計を困難にしており、DB(確定給付企業年金制度)とのイコールフットイングの確保が必要。(経団連、企業年金関係団体)
- 企業における組織再編等や、雇用形態の多様化に対応するため、労使合意を前提とした円滑な制度間移行を可能にすることが必要。(経団連、企業年金関係団体)
- すべての労働者が加入でき、確実な給付を受けられる企業年金制度を確立することが重要。(連合)

I 企業年金等の普及・拡大

①一般企業向けの取組

【課題】

- 各企業の実情に応じた多様な制度設計を可能とするための、DB・DC制度間のイコールフットィングの確保
 - 企業の組織再編等に対応するための制度間移行に係る手続のあり方やポータビリティの向上等
- ※ 企業年金等における個人単位で加入する仕組みについては、P.10参照

I 企業年金等の普及・拡大

②中小企業向けの取組

【ヒアリングにおける主な意見等】

- DBについて、追加拠出の可能性がリスク要因。加えて、制度運営に係る管理手数料や数理計算、事務手続等の事務負担が重い。積立不足の発生しにくい仕組みや、事務コストを抑制するための仕組みを導入すべき。(日商、金融関係団体)
- DB・DCの二者択一ではなく労使が企業と個人のリスクシェアを柔軟に選択できる制度設計等が必要。(日商、企業年金関係団体、金融関係団体)
- DCについて、投資教育や事務手続等の事務負担が重い。一定の条件の下でこうした事務負担を軽減した新たな仕組みや、運営・運用の共同化等の中小企業の運営コストを抑えた仕組みの検討が必要。(日商、企業年金関係団体、金融関係団体)
- 企業年金制度は、雇用した立場から退職給付を保障する観点からは、DBが基本。中小・零細企業でも取り組めるような制度改善など、事業主の責任を果たせる仕組みとすべき。(連合)

I 企業年金等の普及・拡大

②中小企業向けの取組

【課題】

□ 中小企業が企業年金を実施・継続する際の負担を軽減するための新たな仕組み

※ DBについては追加拠出可能性や制度運営コストを抑制するための仕組み、DCについては投資教育や事務コストを抑制するための仕組み等

□ 労使の継続的な関与・監視を前提とした、DB・DC双方の特長を併せ持つ制度設計のあり方

※ 諸外国の事例や企業年金関係団体からの提言も踏まえて検討。

Ⅱ ニーズの多様化への対応

①柔軟で弾力的な制度設計

【ヒアリングにおける主な意見等】

- 現行の仕組みでは、従業員、事業主のどちらか片方にリスクが集中している。
(企業年金関係団体)

 - 純粹なDB・DCの二者択一ではなく、諸外国の制度も参照しながら、労使間でのリスク分担をより柔軟にできるよう、制度設計の選択肢の多様化を図ることが必要。(経団連、日商、企業年金関係団体)
- ※ 例えば、労使合意に基づく単一ポートフォリオでDB用運用商品でも運用できるDC制度の導入や、これに元本保証を組み合わせた制度の導入を検討してはどうか。(企業年金関係団体)

Ⅱ ニーズの多様化への対応

①柔軟で弾力的な制度設計

【課題】

- 労使の継続的な関与・監視を前提とした、DB・DC双方の特長を併せ持つ制度設計のあり方(再掲)
- 制度設計の選択肢の多様化を図る場合における労使の関与・監視のあり方及び関係者の役割と責任のあり方

Ⅱ ニーズの多様化への対応

②ライフコースの多様化への対応

【ヒアリングにおける主な意見等】

- 雇用が流動化しているなか、ポータビリティ制度の拡充等が求められる。(経団連、企業年金関係団体、金融関係団体)
- 制度間のポータビリティ制度の拡充だけでは不十分であり、資産移換時のキャッシュ化コストの問題を考える必要。(部会委員)
- 広く現役世代が参加できる自助努力型の仕組みを持つ意義は大きい。諸外国の制度も参照しながら「個人型」確定拠出年金の抜本的見直しなども検討すべき。(経団連)
- 個人型DCの加入対象者を全国民に拡大し、職種や働き方を問わない私的年金制度への改善が望まれる。(金融関係団体)
- DCについて、高齢者雇用の進展や働き方の多様化等を踏まえ、DCの中途引き出し要件、受給開始年齢、加入可能年齢等の見直しが必要。(経団連、日商、連合、企業年金連合会、金融関係団体)
 - ※ DC制度については、あくまで年金制度であり、個人の事情に応じて一定の中脱要件緩和は認めるとしても、老後に給付することを大前提とすべきという意見(部会委員)
- すべての労働者が加入でき、確実な給付を受けられる企業年金制度を確立することが重要。(連合)

Ⅱ ニーズの多様化への対応

②ライフコースの多様化への対応

【課題】

- 各制度間のポータビリティの拡充や、資産移換時のコスト軽減
- 企業年金等における個人単位で加入する仕組みの位置付けや個人型DCの適用範囲のあり方
 - ※ 個人型DCの関連制度である国民年金基金制度等との関連の整理が必要
 - ※ マッチング拠出の取扱(P.14参照)と併せて検討

III ガバナンスの確保

【ヒアリングにおける主な意見等】

- 企業年金は労使に帰属する。労使が十分な対話のもと、明確な運営方針を示し、絶えず関与・監視し続ける仕組みが重要。(連合)
- 受給権保護の重要性や変動の大きい運用環境を踏まえ、一定の積立目標に対する積立不足を速やかに解消できるなど、制度のリスク等に応じた弾力的な運営ルールが必要ではないか。(経団連、金融関係団体、企業年金関係団体)
- 企業年金実施主体が選定した運用機関の選定理由や運用状況等についての情報開示を推進すべき。(連合)
- 従来の枠組みにとらわれない制度設計については、複数事業主の制度でもガバナンスが機能するようなトラスティ(受託者)の責任のあり方等に関して検討が必要ではないか。(部会委員)
- DCは従業員がリスクを負うものであり、実効性のある投資教育が必要ではないか。(部会委員、連合)

III ガバナンスの確保

【課題】

- 企業年金の運営全般について、労使が明確な運営方針を示し継続的に関与・監視する仕組みのあり方
- 一定の積立目標に対する積立不足を速やかに解消できるなど制度のリスク等に応じた弾力的な運営ルールのあり方
- 制度設計の選択肢の多様化を図る場合における労使の関与・監視のあり方及び関係者の役割と責任のあり方（受託者責任等）
- 制度設計のあり方に応じた効果的な投資教育のあり方

IV その他

①現行制度の改善

【ヒアリングにおける主な意見等】

- DCについて、個人のライフプランや将来の物価上昇等を踏まえて個々人が自己のニーズに応じて適切な運用資産選択を行うことができるよう、投資教育や商品除外規定、運用資産選択における自己責任等のあり方を検討すべき。(経団連、日商、連合、金融関係団体)
- 規制改革会議における「規制改革に関する答申」で指摘された事項等を踏まえ、手続の簡素化を行うべきではないか。(経団連、金融関係団体)
- 中小企業退職金共済や特定退職金共済といった制度は、一定の条件になると加入できない。(経団連、日商)
- DCのマッチング拠出については、以下の意見。
 - ① 自助努力を促す観点から規制を緩和すべき。(経団連、日商、金融関係団体)
 - ② 実際のニーズ等を踏まえて現行の規制を維持すべき。(連合)
 - ③ 個人型DCとの関係の整理が必要。(金融関係団体、部会委員)

IV その他

①現行制度の改善

【課題】

- DCの運用資産選択について、個々人のニーズ等を踏まえた適切な運用資産選択に資する措置
※ 『「日本再興戦略」改訂版2014』等を踏まえた議論が必要
- DB・DCの申請諸手続等の簡素化
- 中退共等の他制度との関連について、制度間の連携強化やポータビリティの向上等を通じた企業年金等を継続しやすい措置
- マッチング拠出の取扱

IV その他

②公的年金制度や税制等との関係

【ヒアリングにおける主な意見等】

- 被用者年金制度に加入できていない労働者の適用拡大を積極的に進めた上で、企業年金の拡充をはかるべき。(連合)
- 老後所得保障として、公的年金とあわせてどのぐらいの給付水準を目指すのか検討すべき。(部会委員)
- 特別法人税は廃止すべき(経団連、日商、連合、企業年金関係団体、金融関係団体)
- 企業年金制度が年金制度として老後の所得保障を担うものである以上、本来的には公的年金と同様の終身年金であるべき。企業年金等は終身年金であるべきなのか、そうでないとしたらどのような形で老後の所得保障として位置付けるのか、といった議論が必要。(部会委員)
- 今後企業年金制度を議論するにあたって、退職金制度と老後の所得保障としての制度という2つの観点を踏まえて議論すべき。(部会委員)

IV その他

②公的年金制度や税制等との関係

【課題】

- 公的年金の給付水準を前提とした、老後の所得確保のための制度としての企業年金等の位置付け及びこれに対応した税制のあり方

※ 企業年金等のあり方を検討するにあたっては、法律上「国民の高齢期における所得の確保」を目的とした制度であることを踏まえつつ、退職金制度と老後の所得確保のための制度という2つの側面から検討。

- 各制度間のポータビリティの拡充や、資産移換時のコスト軽減(再掲)
- 企業年金等における個人単位で加入する仕組みの位置付けや個人型DCの適用範囲のあり方(再掲)